

七尾市農業委員会だより

2015
秋

平成27年11月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinikai@city.nanao.lg.jp

No.42



県営ほ場整備事業 白浜・深見地区



農地パトロールを実施しています。

今年も、十月から十一月の2か月間、農業委員が農地を巡回し農地の利用状況を調査しています。農地に立ち入ることもあります。皆さまのご協力をお願いいたします。

農地が正しく管理されていますか。

農地は日本の食糧自給力を支える大切な資産です。農地の手入れがされないと病害虫の発生により近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。農地が荒れないよう所有者、耕作者の方は適正な管理をお願いします。

農地を転用するときは、手続きが必要です。

農地を農地以外の用途にするときは、農地法の転用許可を受けなければなりません。許可を受けないで行われる行為は「違反転用」になります。

転用許可を受けないと転用すると農地法の違反になります。

許可を受けずに転用した場合や転用許可に係る事業計画どおり転用できない場合は、工事の中止や現状回復の命令がされる場合があります。また、罰則の適用になる場合もあります。

農地転用を考えている方は先ず農業委員会へ相談。

転用の目的や立地条件によっては、転用できない場合がありますので、事前に農業委員会事務局へ許可の手続きについてお問い合わせください。

十二月下旬に農地利用意向調査を実施します。

農地利用状況調査後、耕作されていない農地を対象に、今後農地の管理をどのようにしていくか、お考えを調査します。

頑張ってます!

《part 19》

祖父の故郷で

大森幸太郎 (32歳)



生まれも育ちも金沢市です。神奈川県に学び、東京で飲食店関係の経営コンサルタンの会社に勤めておりました。6年ほど都会で生活していましたが、だんだんと自然を相手とする農業に興味を抱き始めました。

七尾市中島町には祖父の家がありました。家を守り農業をするため、4年ほど前に移住して来ました。都会からの移住では、奥さんが田舎へ行くことに反対する場合がありますが、私たちの場合は、私よりも妻の方が積極的でした。義父が北海道出身で、子供の頃から、田舎暮らしや農業の楽しさについて話をしていたからです。

こちらに移住して最初の頃は、地元の認定農業者の方を紹介していただき、ネギ栽培に携わる等、実習で栽培の技術を学びました。その後、水稻栽培を中心とする農事組合法人が当時3棟あった育苗ハウスを利用して野菜栽培を始めるといふことで話があり、私に任せてもらえました。

昨年、独立就農しました。現在、ハウス2棟と畑30aで野菜を栽培しております。畑ではネギを、ハウスでは春から秋の期間、ミニトマト、小松菜、ホウレンソウ、ベビーリーフを栽培しております。



野菜は七尾市内のレストランとスーパーに出荷しております。

また、独立した際、行政の方から家族協定制度の説明があり、妻との間で家族協定を結びました。経営全般は私が、経理関係は妻がと役割を分担してやっています。役割や責任が明確になり良かったと思っております。妻は現在、2歳になる長男の子育てに全力投球です。わが子の笑顔が農作業の励みになります。

これからの夢ですが、自立した農業を築くため、経営規模を拡大していきたいと考えています。今年にはハウス2棟を増設する予定です。施設栽培と露地栽培を労働力を考えながらバランスよくやっていきたいと思っております。

今年の『古代米アート』



のと米



幻の七尾城

山田農業委員が17年間行っている「古代米アート」の今年のテーマは、9月20日に行われた七尾城まつりを題材とする「幻の七尾城」と自らもエコ認定農家として取り組んでいる「のと米」でした。例年、保育園児と一緒に田植えから取り組んでおり、お披露目では高所作業車の上から大きな歓声が響いていました。

例年テーマ探しにはご苦労されているとのことですが、来年はどんなアートが現れるのか、今から楽しみです。

掛川市農業委員会を訪ねて

情報交換について

福田 浩

掛川市は静岡県の西部に位置し、北部の掛川地域では、基幹作物である茶や施設園芸が営まれ、南部の大東・大須賀地域では大規模な水田営農が営まれております。農業委員会との情報交換では、会長さんや副会長さん、東山地区の農業委員さんの出席をいただき、農地情報公表や農地利用状況調査、農家意向調査の実施状況等について意見交換を行いました。また、農地中間管理事業については、静岡県全体で72haのうち掛川市では41ha設定したこと、鳥獣被害では、イノシシだけでなく、ニホンシカ、カモシカ、アライグマ等の被害が増加しているが、町会ごとには猟友会の会員が必ずいるのと、農地の貸し借りには非常勤の農地相談員を委嘱し相談窓口を設置して対応している等これらの七尾市の農業委員会活動に役立つ取組等を随所に見ることが出来ました。



茶草場農法について

網谷 廣子

掛川市の北東部が東山地区で、平成25年に「茶草場農法」で世界農業遺産に認定されました。

「茶草場農法」とは茶園の周りの急傾斜の崖地にある「茶草場」のスキヤササを秋から冬にかけて刈取り、乾燥させ、それを細かく裁断し茶畑の畝間に敷く農法です。茶草場では草刈りが行われることで里山の自然が守られ、多様な生物が生息する場となっております。

当日はあいにくの雨で、「茶」文字は雨に煙って見えませんでした。茶草場の勾配のキツサとそこでの草刈り作業や刈干しの作業の大変さは想像できました。



説明していただいた農業委員さんの一言が忘れられません。

「素晴らしい世界遺産の冠を戴くために努力したが、貰って終わりではなく、常にそれに見合う努力を積んでゆかなければならない。」と仰っていました。

七尾市民健康福祉まつりに参加して



七尾市女性農業委員の会では10月3日に七尾駅前で開催された七尾市民健康福祉まつりで、生き物に優しい農業である、「環境保全型農業」と「能登米」を広く市民の皆さんに知ってもらい推進するため、PR活動を行いました。

農薬と化学肥料を5割軽減した環境保全型農業を行っている農業委員の仲間からお米を寄付してもらい、女性農業委員が朝早くからおにぎりを握り、会場に訪れた市民の皆さんに無料配布いたしました。

生物多様性が守られた農業や土地利用が評価されている世界農業遺産です。能登の地に生き物に優しい農業が広まることを願っています。

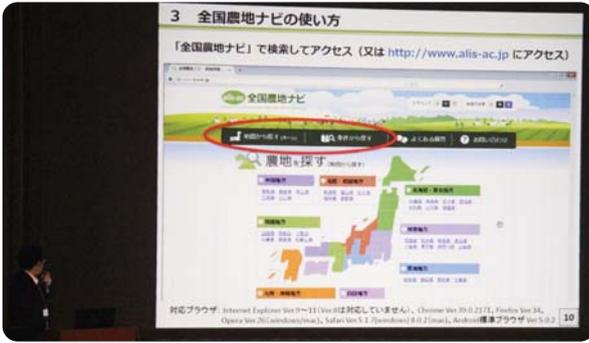
平成27年度農業委員研修会・

農地パトロール出発式

8月6日、中能登町のラピア鹿島において、能登地域の農業委員を対象とした農業委員研修会が開催されました。

全国農業新聞の池田辰雄氏による「農業委員会組織・制度をめぐる情勢と情報活動の強化について」の講演をはじめ石川県農業会議の担当者によって「農業委員会法の改正と農業委員の使命について」、「全国農地ナビの内容充実に向けて」などの説明がなされました。七尾市の農業委員もテキストを見たりメモをとるなど熱心に研修していました。

研修会の後、農地パトロール出発式が行われ耕作放棄地の解消や違法転用防止に向けてガンバロー三唱を参加者全員で行いました。



研修会



農地パトロール出発式

農業委員会申請事務処理状況

平成27年1月～8月末現在

区分	件数	面積 (㎡)			
		田	畑	樹園地	計
農地法第3条(所有権及び利用権)	41	52,121	3,406		55,527
農業経営基盤強化促進法(利用権)	196	421,031	19,344	7,314	447,689
農地法第4条(農地転用)	8	4,671	1,931	573	7,175
農地法第5条(権利移動の伴う農地転用)	36	22,423	3,534		25,957
農地法18条(利用権解約)	67	105,569	36,414		141,983
計		605,815	64,629	7,887	678,331

編集後記

秋の稲作収穫も終了し、皆様方におかれましては実り多い年であつたと思います。

来年度に向け作業も有り、まだまだお忙しい事と推察いたします。一方TPP問題も大筋同意されました。これからの農業に一抹の不安も感じられる事と思えます。これから寒さも厳しくなりますが健康に留意しお過ごし下さい。

編集委員一同

農業者のための年金

農業者年金

に加入しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門誌

全国農業新聞を購読しましょう!

※発行日 毎週金曜日

※購読料 一ヶ月700円

年額8,400円

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765